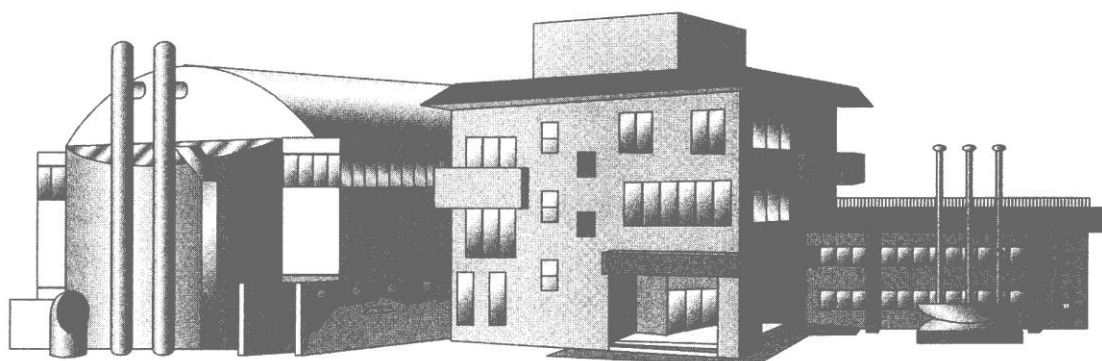


令和4年度(第2回)

久留米市野中生涯学習センター運営委員会



日 時 令和5年3月23日(木曜日)10時00分～

場 所 久留米市野中生涯学習センター 軽運動室

会 次 第

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 議事

(1) 令和4年度事業報告について

(2) 令和5年度事業計画の概要について

4. 報告

(1) 令和4年度利用者数の報告

5. その他

令和4年度 第2回野中生涯学習センター運営委員会

資料目次

野中生涯学習センター実行委員会名簿	1
令和4年度野中生涯学習センター事業報告	2
令和5年度野中生涯学習センター事業計画の概要	5
利用者数報告(令和2年度～令和4年度)	6
(参考)久留米市生涯学習センター運営委員会規則	7

野中生涯学習センター運営委員会委員名簿

(任期:～令和5年6月 30 日まで)

区 分	氏 名	所 属
(1)センターの利用者	あだち くみこ 足立 久美子	野中生涯学習センター登録団体 劇団0(ゼロ)代表
	いしい さとこ 石井 智子	野中生涯学習センター登録団体 フラワーアレンジメントサークルツキノワ代表
	はら のりこ 原 典子	野中生涯学習センター登録団体 かあさんぶる 代表
(2)社会教育の関係者	ぎょうとく じゅんこ 行 徳 淳子	久留米市子ども会連合会
	のだ ひでき 野田 秀樹	(公財)久留米市スポーツ協会
(3)学校教育の関係者	さかい ゆたか 坂井 豊	久留米市中学校長会
(4)学識経験者	なじま じょうじ 南島 成司	久留米市議会議員
	ふじむら 藤村 やよい	久留米信愛短期大学
(5)その他教育委員会 が必要と認める者	はら としはる 原 稔治	久留米市子ども未来部青少年育成課

議事(1)

令和4年度 事業報告について

令和5年2月末現在

令和4年度事業計画に基づき、次のとおり各事業を行いました。

なお、本年度は4年振りに臨時休館もなく、当初計画に沿って取り組みましたが、新型コロナウイルス感染拡大(第7波、第8波)や大型台風などの影響もあり、一部開催時期や内容を変更しています。

1. 学習機会を提供する事業

(1) 高齢者事業

事業名	定員	開催日	曜日	回数	時間	受講料	申込者数	受講者数
高齢者向けの スマホ教室	10人 抽選	6月16日	木曜	1	10:00~12:00	無料	29人	9人
高齢者向けの はがき絵教室	20人 抽選	6月29日	水曜	1	10:00~12:00	無料	16人	10人

(2) 成人事業

事業名	定員	開催日	曜日	回数	時間	受講料	申込者数	受講者数
①健康スポーツ 講座(ストレッチ ング教室)	20人 先着	11月5日	土曜	1	13:00~15:00	無料	22人	20人 +見学3人
②ベリーダンス 教室	15人 先着	令和5年 3月18日	土曜	1	19:00~20:30 【夜間講座】	無料	10人	3/7 現在
③時事講座 (フットケア教室)	20人 先着	令和5年 3月25日	土曜	1	13:30~15:00	無料	25人	3/7 現在



- ・チラシを館内掲示、登録団体配布
- ・公共施設、コミセンなどへチラシ配布・設置
- ・石橋文化センター広報紙掲載
- ・ホームページ掲載、参加受付(QRコード掲載)
- ・講師 ①健康運動指導士 正木愛奈花氏(久大卒)
- ②サラベリーダンススタジオ 石井花織氏
- ③久留米大学医療センター 大北美紀氏



(3) 家庭教育事業

事業名	定員	開催日	曜日	回数	時間	受講料	申込者数	受講者数
親子(HIP HOP)ダンス	15組 (1回あたり)	10月16日 ※台風 9→10月	日曜	2	10:00~12:00 13:30~15:30	無料	①24組 ②13組	①12組 24人 ②10組 20人
親子エコ教室 (スムージー石けん作り)	20組 (1回あたり)	10月2日	日曜	2	10:00~12:00 13:30~15:30	材料代 2000円	①71組 ②40組	①20組 44人 ②20組 43人



- ・石橋文化センター内
施設チラシ設置
- ・市立小学校チラシ
2万枚配布
- ・講師
LIV Dance Academy &
Entertainment ASAMI氏



- ・石橋文化センター内
施設チラシ設置
- ・市立小学校チラシ
2万枚配布
- ・講師
手づくり石けん教室「木花」
行徳 絵美氏



(4) 青少年体験事業

事業名	定員	開催日	曜日	回数	時間	材料代	申込者数	受講者数
夏休み親子陶芸教室	20組 (1回あたり)	7月18日	月曜(祝)	2	10:00~12:00 13:30~15:30	1,000円	①306組 ②132組	①22組 51人 ②25組 62人
夏休み親子木工教室	20組 (1回あたり)	8月11日	木曜(祝)	2	10:00~12:00 13:30~15:30	2,000円	①174組 ②67組	①17組 38人 ②18組 43人

(5) 指定管理者自主事業

事業名	定員	開催日	曜日	回数	時間	資料代	申込者数	受講者数
バラ教室	20人	4月9日 6月11日 9月10日 12月10日 1月14日	土曜	5	10:00~12:00	3,000円	32人	全5回 延95人

認知症 予防講座	20人	6月20日 7月4日 8月1日	月曜	3	13:30~15:00	無料	7人	全3回 延20人
-------------	-----	-----------------------	----	---	-------------	----	----	-------------



第3回認知症予防講座
内容 マイライフ&エン
ディングを考えよう。へ
モグロビン値測定も実施

2. 学習成果の発表、交流を図る事業

事業名	期間・開催日	場所	定員	参加者	備考
みんなでアート展	7月6日(火) ~10日(日) 10:00~16:00	石橋文化会館 市民ギャラリー	—	148人	・参加3団体 ・展示数86点 (絵画、写真、はがき絵 など)
野中生涯学習センター 地域交流卓球大会	10月10日 (月・祝) 10:00~15:00	多目的ホール (体育館)	16チーム 32人	利用者団体 11チーム (地域参加 5チーム)	・1チーム2人 ※ダブルス戦
野中生涯学習センター フェスタ2022	11月23日 (水・祝) 11:00~16:00	石橋文化センター 共同ホール	200人	出演10団体 119人	・入場者329人 (プログラム配布数)
利用者親睦 ボウリング大会	令和5年 3月5日(日) 18:00~20:00	スポガ久留米	16チーム 32人	4チーム 8人	・1チーム2名 ・年末年始、新型コ ロナ第8波、寒波



※演目 コーラス、フラダンス、チアリーディング、楽器演奏など

令和5年度久留米市野中生涯学習センター事業計画案の概要

1. 学習機会の提供事業

生涯学習のすそ野を拡げる事業（初心者向け）を中心に実施する。

① 高齢者事業

- 「高齢者向けスマホ教室」 6月15日（木）～3月、毎月第3木曜、10回程度
- 「ストレッチング教室」 11月4日（土） 2回（午前・午後）

② 成人事業

- 「ベリーダンス教室」 5月20日（土）、21日（日） 2回（夜間）
- 「時事講座」 3月23日（土） 1回（午後）

③ 家庭教育事業

- 「親子木工教室」 8月11日（金・祝）、12日（土） 4回（午前・午後）
- 「親子エコ教室」 10月1日（日） 2回（午前・午後）

④ 青少年体験事業

- 「親子陶芸体験教室」 7月16日（日）、17日（月・祝） 4回（午前・午後）
- 「HIP HOP ダンス」 9月24日（日） 2回（午前・午後）

2. 学習成果の発表及び団体間の交流を図る事業

①野中生涯学習センターフェスタ 2023

日時 11月23日（木・祝）
場所 石橋文化センター共同ホール

②野中生涯学習センター「みんなでアート展」

日時 8月29日（火）～9月3日（日）
9月19日（火）～9月24日（日）
場所 石橋文化会館市民ギャラリー「みゅーず」

③利用者親善ボウリング大会

日時 3月3日（日）
場所 スポガ久留米

3. 地域と利用者との交流事業

①野中生涯学習センター地域交流卓球大会

日時 10月9日（月・祝）
場所 野中生涯学習センター「多目的ホール（体育館）」

4. 様々な生涯学習関連情報・資料の収集や調査

- ①登録団体の整理・活用
- ②情報誌等の整理
- ③アンケートの実施

5. 閲覧環境の整備や情報発信

- ①掲示コーナーの整理

6. 石橋文化センター事業と連携した事業

①バラ教室

日時 4月～令和6年1月、第2土曜、全5回

報告(1)

◇久留米市野中生涯学習センター

令和5年2月28日 現在

利用者数の報告

単位:人

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		稼働率
	利用者数	(うち登録団体)	利用者数	(うち登録団体)	利用者数	(うち登録団体)	
4月	0	0	4,107	(3,187)	4,019	(3,383)	50.04%
5月	392	(253)	522	(449)	3,575	(2,954)	52.01%
6月	2,685	(2,079)	1,195	(665)	4,344	(3,595)	55.59%
7月	2,914	(2,213)	4,067	(3,064)	5,901	(3,511)	54.31%
8月	2,850	(2,195)	776	(637)	3,580	(2,833)	42.48%
9月	3,285	(2,658)	0	0	4,436	(3,657)	49.96%
10月	4,905	(3,139)	5,361	(3,603)	5,776	(4,249)	60.67%
11月	4,409	(2,781)	5,322	(2,807)	4,149	(2,896)	58.66%
12月	4,107	(3,244)	4,143	(3,050)	4,771	(3,443)	52.42%
1月	2,679	(2,294)	4,273	(2,534)	3,851	(2,905)	51.10%
2月	2,504	(2,048)	2,399	(1,858)	3,744	(3,176)	48.61%
3月	3,881	(3,326)	3,621	(2,695)			
計	34,611	(26,230)	35,786	(24,549)	48,146	(36,602)	
月平均	3,146	(2,385)	3,253	(2,232)	4,815	(3,660)	
前年比(%)	100.0	(100)	103.4	(94)	148.0	(164)	52.35%

※令和2年3月7日から4月30日まで、新型コロナウイルス感染症のため休館

※令和3年5月12日から6月20日まで、8月10日から9月30日まで、新型コロナウイルス感染症のため休館

令和4年度 年間部屋別稼働率(令和4年4月～令和5年2月)

軽運動室	講習室	会議室	音楽室	和室	体育館①	体育館②	多目的室	料理講習室	宿泊室
50.34%	52.80%	40.29%	40.72%	41.99%	91.41%	74.96%	23.85%	9.97%	6.74%

○久留米市生涯学習センター運営委員会規則

平成13年5月11日

久留米市教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例（平成12年久留米市条例第35号）第26条第2項及び久留米市生涯学習センター条例（平成26年久留米市条例第47号）第24条第2項の規定に基づき、久留米市生涯学習センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平27教規則2・平31教規則3・一部改正）

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター（久留米市生涯学習センター条例第2条第1項の表に掲げる施設をいい、以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

（平27教規則2・一部改正）

(定数)

第3条 委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

委員会	定数
久留米市生涯学習センター運営委員会	20人以内
久留米市野中生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市北野生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市城島生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市三潆生涯学習センター運営委員会	15人以内

（平27教規則2・全改、平31教規則3・一部改正）

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 社会教育の関係者

- (3) 学校教育の関係者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他教育委員会が必要と認める者
- (委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- (補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(平17教規則48・旧第9条繰上)

附 則

この規則は、平成13年5月12日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日教育委員会規則第48号附則第6項) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成27年3月10日教育委員会規則第2号)
- (施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- (久留米市城島総合文化センター運営委員会規則の廃止)
- 2 久留米市城島総合文化センター運営委員会規則 (平成17年久留米市教育委員会規則第33号) は、廃止する。

附 則 (平成31年1月28日教育委員会規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- (勤労青少年ホーム運営委員会規則の廃止)
- 2 勤労青少年ホーム運営委員会規則 (昭和63年久留米市教育委員会規則第7号) は、廃止する。